

# IV-10 歴史・文化

文化財の観光活用に向けた取り組み支援が活発化  
世界文化遺産に1件が新規登録

## 1. 文化財保護法に基づく動向

### (1) 選定・登録状況

文化財保護法の対象となる文化財の種類のうち、観光との関連が強い「文化的景観」(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地)と「伝統的建造物群」(宿場町、城下町、農漁村など)については、2018年3月31日現在、「重要文化的景観」61件、「重要伝統的建造物群保存地区」117地区が選定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-1参照)。

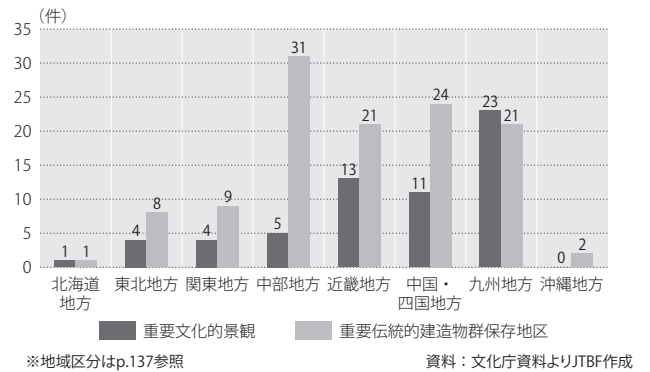
2017年度は、「重要文化的景観」として10件、「重要伝統的建造物群保存地区」として3件が新たに選定された(表IV-10-1)。

重要文化的景観として7件が選定された阿蘇地域は、世界文化遺産登録を目指している。2009年7月に熊本県と阿蘇郡市7市町村の共同事務所である「阿蘇世界文化遺産推進室」を開設、同年8月に熊本県知事と阿蘇郡市7市町村の首長による「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を設立している。推進室では、文化財の国指定に向けて阿蘇の草原を中心とした文化的景観の調査や保全方法の検討などに取り組んでおり、今回の選定はその成果の一つといえる。

重要伝統的建造物群保存地区に選定された兵庫県養父市は、2014年に国家戦略特別区域の指定を受けており、重要伝統的建造物群保存地区内に国家戦略特区制度を活用して古民家を改修した宿泊施設がオープンしている(表IV-10-2)。

図IV-10-1 地方ブロックごとの選定件数

(文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区)(2018年3月31日現在)



表IV-10-2 養父市大屋町大杉の取り組み経緯

養父市大屋町大杉	
江戸後期～明治中期	それまで副業的に営まれてきた養蚕が、主要産品となる
明治後期～昭和前期	繭の生産量拡大に力を注ぐようになり、養蚕の最盛期を迎える。多くの三階建養蚕農家住宅が増築・新築される
戦後	化学繊維の普及に伴い養蚕業は衰退、桑畑は野菜畑や植林地に転じるが、大杉の農家主屋は良好に維持される
1992年	空き家になっていた養蚕住宅を簡易宿泊施設として整備。大杉での古民家活用第一号
1995年	大屋に住む芸術家の作品を展示販売する催し「うちげえのアートおおや」スタート
2001年	兵庫県歴史的景観形成地区に指定
2006～2008年	養父市内の三階建養蚕農家住宅調査を実施、大杉地区を伝統的建造物群保存地区として保存及び活用する方針決定
2013～2015年	大杉地区伝統的建造物群保存地区保存対策調査に着手
2014年	養父市が国家戦略特別区域に指定
2015年	国家戦略特区の「歴史的建造物等に関する旅館業法の特例(フロント設置義務の緩和)」を活用し、空き家になっていた2軒の養蚕住宅が宿泊施設としてオープン
2015年	「養父市伝統的建造物群保存地区保存条例」策定
2016年	保存地区・保存計画決定、「大杉伝統的建造物群を守る会」発足

資料：『月刊文化財』(647号)、養父市資料よりJTBF作成

表IV-10-1 2017年度に新規選定された重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

種別	文化財名	所在地	概要	選定年月日
重要文化的景観	阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観	熊本県阿蘇市	広大な阿蘇のカルデラ地形に沿った土地利用を、1000年以上にわたって継続的に行ってきたために形成された、草地、林地、居住地、耕作地が一体となった文化的景観	2017年10月13日
	阿蘇の文化的景観 南小国町西部の草原及び森林景観	熊本県阿蘇郡南小国町		2017年10月13日
	阿蘇の文化的景観 涌蓋山麓の草原景観	熊本県阿蘇郡小国町		2017年10月13日
	阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観	熊本県阿蘇郡産山村		2017年10月13日
	阿蘇の文化的景観 根子岳南麓の草原景観	熊本県阿蘇郡高森町		2017年10月13日
	阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観	熊本県阿蘇郡南阿蘇村		2017年10月13日
	阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観	熊本県阿蘇郡西原村		2017年10月13日
重要伝統的建造物群保存地区	最上川上流域における長井の町場景観	山形県長井市	最上川上流域の自然風土、及び江戸時代の舟運に由来する、商家群、水路等が点在する文化的景観	2018年2月13日
	葛飾柴又の文化的景観	東京都葛飾区	帝釈天題経寺とその門前景観を中心に、それらの基盤となった農村、大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間から成る文化的景観	2018年2月13日
	智頭の林業景観	鳥取県八頭郡智頭町	林業という中心的産業を通じて形成された、森林、山村集落、宿場町、流通往来景観など、多様性に富んだ文化的景観	2018年2月13日
	養父市大屋町大杉	兵庫県養父市	養蚕を発達させた三階建農家主屋群を特徴とする但馬地域の山村集落	2017年7月31日
	福山市鞆町	広島県福山市	万葉の時代より瀬待ちの港として栄えた瀬戸内海の港町	2017年11月28日
杵築市北台南台	大分県杵築市	谷が分かつ南北の台地に築かれた、坂が特徴的な武家町	2017年11月28日	

資料：文化庁資料よりJTBF作成

2. 文化財活用に向けた動向

(1) 文化財総合活用・観光振興戦略プランなどの実施

①基本方針

「明日の日本を支える観光ビジョン」で目標の一つとして掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するべく、文化庁では2016年4月に「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020（以下、「プログラム2020」）」を策定した。「プログラム2020」では、文化財の観光資源としての魅力を向上させる取り組みを1,000事業程度実施するとともに、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200か所程度整備することを目標に掲げている。

こうした状況を踏まえ、2017年度は、これまでの「文化財総合活用戦略プラン」を、「拠点整備の基盤策定&重点支援」「文化財などの観光資源としての魅力向上」という新たな要素を付加することで「文化財総合活用・観光振興戦略プラン（以下、「戦略プラン」）」として再編し、観光資源である文化財を中核とした観光振興・地域経済の活性化推進を目指している（表IV-10-3）。

②歴史文化基本構想

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、

表IV-10-3 文化財総合活用・観光振興戦略プラン

事業概要	明日の日本を支える観光ビジョンにおいて掲げられた『文化財の観光資源としての開花』を目標として、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行う。	
各事業名	各事業内容	平成29年度予算 (前年度予算との差)
1. 観光拠点形成重点支援事業※	文化財を中核とする観光拠点の整備を推進し、地域経済の活性化・観光振興を図るため、歴史文化基本構想策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する支援を実施する。	351百万円 (新規)
Ⅰ. 歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業	歴史文化基本構想を策定した市町村等が、当該構想に基づき実施する情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に関する設備整備等を支援。 ●補助対象：基本構想を策定している市区町村と民間事業者で構成される協議会（補助率：定額） ●補助件数：10件程度	250百万円 (新規)
Ⅱ. 優良モデル創出事業	特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、国交省・観光庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。文化庁は国指定文化財の活用に関する修理・整備等を支援。 ●補助対象：市町村等（補助率：原則50%） ●補助件数：2件程度	100百万円 (新規)
2. 日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産の認定を推進するとともに、認定された地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援することにより、地域の活性化・観光振興を図る。	1,350百万円 (750百万円)
Ⅰ. 日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産認定地域において実施される情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、公開活用のための整備に係る事業等を補助する。 ●補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会（補助率：定額） ●補助件数：55件程度	1,283百万円 (590百万円)
Ⅱ. 日本遺産プロモーション事業	日本遺産の普及啓発や先進的な取組事例の共有等を目的とするシンポジウムの開催、認定地域が抱えている課題に対応するための専門家派遣事業を実施する。	57百万円 (170百万円)
3. 文化遺産総合活用推進事業	伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援することにより、文化振興・地域活性化を図る。	1,909百万円 (△251百万円)
Ⅰ. 地域文化遺産活性化事業	地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及活動、後継者養成、記録作成等に対して支援する。 ●補助対象：文化団体等で構成される実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：340件程度	1,395百万円 (△411百万円)
Ⅱ. 歴史文化基本構想策定支援事業※	文化遺産の総合的な活用を図るための「歴史文化基本構想」の策定及び改訂を行うための調査研究・体制整備等の取組を支援する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：定額） ●補助件数：60件程度	256百万円 (206百万円)
Ⅲ. 世界文化遺産活性化事業	登録された世界文化遺産を活用して地域の活性化を図るため、情報発信、普及、保護活動の取組に対して支援する。 ●補助対象：世界文化遺産が所在する地方公共団体等で構成される実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：40件程度	210百万円 (0百万円)
Ⅳ. 日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業※	地域の観光資源である文化財について、外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい解説の作成や情報発信を行うとともに、情報の多言語化を図る体制を整備するためのモデル事業を支援する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：定額） ●補助件数：3件程度	30百万円 (0百万円)
4. 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業	地域に存在する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することにより、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを旨とする。	1,124百万円 (△194百万円)
Ⅰ. 地域文化の振興と国際発信	地域に存在する文化財の活用、美術館・歴史博物館を核とする観光振興（ユニークベニューの促進等）及び多言語化による国際発信等の取組を支援する。 ●補助件数：80件程度	491百万円 (0百万円)
Ⅱ. 地域と共働した創造活動の支援	地域へのアウトリーチ活動、ボランティア交流、学芸員等の招へい・派遣、障害者の芸術活動支援、子供を対象とした取組を支援する。 ●補助件数：50件程度	329百万円 (△94百万円)
Ⅲ. 美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業	我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急かつ重点的な分野等の取組を支援する。 ●補助件数：2件程度	300百万円 (△100百万円)
5. ナイトミュージアムプロジェクトの推進	訪日外国人観光客等の増加に伴い、夜間をより有意義に過ごすための取組として、各地の美術館・歴史博物館の夜間開館を実施する。また、併せて夜間の美術館・歴史博物館の魅力向上を進め、観光拠点としての機能向上を図る。 ●支援対象：美術館・歴史博物館等（補助率：定額） ●補助件数：1件程度	20百万円 (新規)
6. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業	文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。 ●支援対象：文化財の所有者、管理団体、地方公共団体（補助率：原則50%） ●補助件数：90件程度	444百万円 (△226百万円)
7. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業	重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の外観、内装（公開部分）を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業（美装化）を支援する。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：90件程度	305百万円 (新規)
8. 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	歴史上、学術上価値の高い史跡等について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備を支援することにより、史跡等の魅力発信につなげ、地域の活性化・アイデンティティの醸成とともに観光振興を図る。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：170件程度	4,352百万円 (673百万円)
9. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	出土した埋蔵文化財を積極的・総合的に公開活用する為に行う展示、講演会等に係る事業や、埋蔵文化財の調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援し、両者の一体的な運用を図ることによって、地域の活性化・観光振興を図る。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%） ●補助件数：230件程度	565百万円 (40百万円)

※2017年4月から先行的に京都に移転して業務を開始している、文化庁地域文化創生本部の担当業務

資料：文化庁資料よりJTBF作成

総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」は、各地方公共団体の文化財保護行政に関するマスタープランの役割を果たすこと、また、文化財を生かした地域づくりに資することが期待されている。「プログラム2020」では、歴史文化基本構想の策定が、文化財を中核とする観光拠点整備の基盤の一つとして位置づけられている。

2018年3月31日現在、53件の基本構想が策定されている(前年度より1件増)。

歴史文化基本構想については、「戦略プラン」の「文化遺産総合活用推進事業」内において「歴史文化基本構想策定支援事業」を実施し、歴史文化基本構想の策定、及び改訂に対する支援を引き続き実施した(2017年度の採択件数は63件)。

また、2017年度からの新規事業として「観光拠点形成重点支援事業」を実施し、歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくりに資する事業(情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用)に資する設備整備など)に対する支援を行った(2017年度の採択件数は14件)。VRによる史跡の復元、文化財周遊アプリの導入、ホームページの多言語化、観光ガイド養成講座の実施、モニターツアーの実施、市民対象のワークショップなどが行われた。

同支援事業内では優良モデル創出事業も実施しており、文化庁が文化財の修理・整備・公開活用、国土交通省が景観の保存・活用、景観まちづくりに必要なインフラ整備(「景観まちづくり刷新支援事業」)、観光庁が旅行商品造成、名産品開発などの滞在型コンテンツの充実(「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」など)をそれぞれ担当し、景観と文化財群の面的な整備に対する重点支援を行うことで、優良モデルの創出を目指している。

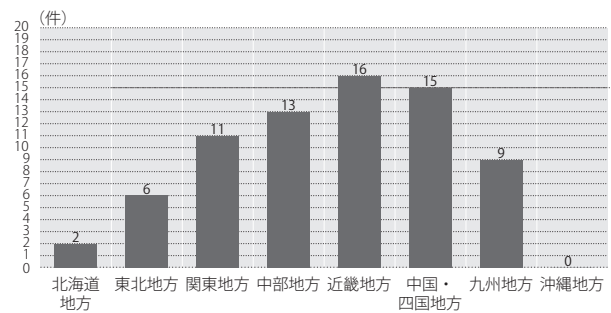
③日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的の魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としている。「プログラム2020」に掲げる文化財を中核とする観光拠点の代表例と位置づけられている。

2017年度は、新たに17件が認定され(表IV-10-4)、2018年3月31日現在、54件のストーリーが認定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-2)。

日本遺産については「戦略プラン」内で「日本遺産魅力発信推進事業」「日本遺産プロモーション事業」を実施し、日本遺産認定後に行う情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、公開活用のための整備などの事業に対して認定後3年

図IV-10-2 地方ブロックごとの日本遺産認定件数 (2018年3月31日現在)



資料：文化庁資料よりJTBF作成  
※地域区分はp.137参照  
※複数地域にまたがるものがあるため、地方別の合計は認定件数と合致しない。

表IV-10-4 2017年度に新規認定された日本遺産 (2017年4月28日認定)

都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
北海道	江差町	江差の五月は江戸にもない ーニシンの繁栄が息づく町ー
北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県	◎酒田市・新潟県(新潟市、長岡市、佐渡市、上越市)・富山県(富山市、高岡市)・石川県(加賀市、輪島市、小松市)・福井県(敦賀市、南越前町、坂井市、小浜市)・京都府(宮津市)・大阪府(大阪市)・兵庫県(神戸市、高砂市、新温泉町、赤穂市、洲本市)・鳥取県(鳥取市)・島根県(浜田市)・岡山県(倉敷市)・広島県(尾道市、呉市)	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～
山形県	鶴岡市	サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
埼玉県	行田市	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田
滋賀県・三重県	◎甲賀市(滋賀県)・伊賀市(三重県)	忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー
京都府	◎京都府(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)	300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊
大阪府・奈良県	◎大阪府(大阪市、堺市、松原市、羽曳野市、太子町)、奈良県(葛城市、大和高田市、橿原市、桜井市、明日香村)	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路(大道)～
兵庫県	◎朝来市・姫路市・福崎町・市川町・神河町・養父市	播但貴く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～
和歌山県	◎和歌山県(和歌山市、海南市)	絶景の宝庫 和歌の浦
和歌山県	湯浅町	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅
島根県	出雲市	日が沈む聖地出雲 ～神が創り出した地の夕日を巡る～
岡山県	倉敷市	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす繊維のまち～
岡山県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県	◎備前市(岡山県)・越前町(福井県)・瀬戸市・常滑市(愛知県)・甲賀市(滋賀県)・篠山市(兵庫県)	きっと恋する六古窯 ー日本生まれ日本育ちのやきもの産地ー
高知県	◎安田町・奈半利町・田野町・北川村・馬路村	森林鉄道から日本一のゆずロードへ ーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー
福岡県・山口県	◎北九州市(福岡県)・下関市(山口県)	関門・ノスタルジック”海峡 ～時の停車場、近代化の記憶～
熊本県	◎山鹿市・玉名市・菊池市・和水町	米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～
大分県	◎中津市・玖珠町	やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく

資料：文化庁資料よりJTBF作成

を目途として財政支援を行うとともに、各認定地域が抱える個別の課題に対して指導・助言を行う日本遺産プロデューサーの派遣などを行っている。

2015年度から始まった日本遺産事業だが、各認定地域の取り組みには温度差が見え始めている。そのため文化庁では、PDCAサイクルによる事業の促進や、認定地域が地域活性化を進めるための事業イメージの共有化を図るため、2017年度に外部有識者からなる「日本遺産フォローアップ委員会」を立ち上げ、各認定地域の取り組みを評価するとともに、日本遺産の3年間の取り組みモデルを取りまとめた。

(1) 組織整備、(2) 戦略立案、(3) 人材育成、(4) 整備、(5) 観光事業化、(6) 普及啓発、(7) 情報編集・発信の7の領域ごとに取り組むべき内容が整理されているほか、具体的な優良事例も紹介されている。

#### ④ ナイトミュージアムプロジェクトの推進

「戦略プラン」では、「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」を実施し、美術館、歴史博物館を活用・強化する取り組みを支援している。

2017年度は新規事業として「ナイトミュージアムプロジェクトの推進（委託事業）」を実施した。訪日外国人観光客などの増加に伴い、夜間時間帯をより有意義に過ごすための取り組みとして、各地の美術館・歴史博物館の夜間開館を試行的に実施し、その効果を検証するもの。美術館・博物館の魅力向上を図り、観光拠点としての機能を向上させ、周辺の賑わいを創出するための一翼を担うことを目的としている。

2017年度は長野県松本市域内の美術館・博物館が対象となり、「松本ナイトミュージアム」として、松本市美術館と日本浮世絵博物館で3回の夜間開館を試行的に実施し、その効果と課題を検証する実証実験を行った。今後、本取り組みの成果を全国で共有することとしている。

#### ⑤ 歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（愛称：歴史まちづくり法）は、現代社会において失われつつある地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援するもので、文化庁、農林水産省、国土交通省の共管となっている。市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」に対して国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づくさまざまな特別の措置や国による支援が受けられるようになる。

2017年度は、桐生市（群馬県）、掛川市（静岡県）、宗像市（福岡県）、和歌山市（和歌山県）の4件が新たに認定され、2018年3月31日現在、68件が認定されている。

#### (2) 文化財保護法改正に向けた動き

2018年3月、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された（2018年6月の196回国会〈通常国会〉にて成立、2019年4月1日から施行予定）。

過疎化・少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、各地の文化財の滅失・散逸などの防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで継承に取り組んでいくことが求められているとし、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的としている。

市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な地域計画を作成し、国の認定を申請できる。計画作成にあたっては、住民の意見の反映に努めることとされている。国の認定を受けると、本来は文化庁長官の権限である現状変更の許可などが、市町村レベルで可能となり、地域計画に盛り込んだ内容の円滑な実施が期待される。個々の国指定文化財の保存活用計画を定め、国の認定を受けた場合にも、現状変更などの手続きが弾力化される。美術館などに預けて公開した場合には、所有者の相続税が猶予される。

また、現在は教育委員会が担っている地方自治体の文化財保護業務を、地方公共団体の首長が担当できるようになる。これにより、文化財活用とまちづくり、観光行政を一体的に促進する狙いがある。

法改正をめぐっては、文化財から得られる経済的利益の程度や首長の文化財保護に対する理解度によって、文化財保護の程度に差が生じてしまうのではと懸念する意見もある。総合的な視野で地域の文化財のあり方を構想できる人材の育成が求められている。

### 3. 世界文化遺産に関する動向

#### (1) 世界文化遺産

##### ① 『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の世界遺産登録

2017年7月2日～12日にかけてポーランドのクラクフで開催された第41回世界遺産委員会において、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が、新たに世界遺産一覧表に記載された。

本資産は、全8件の構成資産からなっている（表IV-10-5）。世界遺産に登録されるためには、申請案件が「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value、OUV）」を備えている必要があるが（表IV-10-6）、本資産は評価基準(ii)(iii)を満たしていると決議された。沖ノ島は「海の正倉院」とも呼ばれ、古代祭祀に用いられた豊富な出土品が、ほぼ手付かずの状態に残されてきた。これら出土品が4世紀から9世紀における東アジア国家間の重要な交流を示す点(ii)、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から現在まで発展し、継承されている点(iii)が評価されている。

世界遺産委員会開催2か月前に出されたICOMOS勧告は、宗像大社沖津宮の4件（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）に絞っての登録を勧告するものだったが、世界遺産委員会の決議は日本の推薦どおり8件全ての構成資産が記載されるべき、とした。ICOMOS勧告が考古学的遺産としてOUVを主張するものであったのに対し、世界遺産委員会の

決議は日本側の主張どおり信仰に関わる遺産としてOUVを認めるものであった。

本資産の世界遺産登録により、2018年3月31日現在、日本国内の世界遺産数は全21件（文化遺産17件、自然遺産4件）となった。

表IV-10-5 『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産

No.	構成資産
1~4	宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）
5	宗像大社沖津宮遥拝所
6	宗像大社中津宮
7	宗像大社辺津宮
8	新原・奴山古墳群

資料：文化庁資料よりJTBF作成

表IV-10-6 顕著な普遍的価値の評価基準  
（「世界遺産条約履行のための作業指針」より）

(i)	人間の創造的才能を表す傑作である。
(ii)	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
(iii)	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
(iv)	歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
(v)	あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
(vi)	顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
(vii)	最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
(viii)	生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
(ix)	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
(x)	学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

資料：文化庁資料よりJTBF作成

世界文化遺産の価値を守るため、例年5月27日に開かれていた現地大祭が今後は中止されることになった。この措置により、一般人の沖ノ島上陸は全面的に禁止されることとなった。

また、2018年3月に「宗像市世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例」が制定された。条例には、遺産群の景観や文化が信仰によって保全されてきたことを踏まえ、価値の継承に市、所有者である宗像大社、市民が果たすべき役割が明記されている。

世界遺産登録後、世界遺産目的での来訪者増に伴い、各施設では2016年度に比べて来訪者の数が1.3~1.4倍になった。新原・奴山古墳群では、登録前に比べて約6倍となる年間約3万人ペースの来訪者数となった。

構成資産を有する宗像市、福津市では、観光ボランティア

の育成事業、新原・奴山古墳群の整備事業、交通ネットワークの構築などに取り組んでいる。

## ②各世界文化遺産の取り組み

世界文化遺産に対しても、「戦略プラン」内において補助事業「世界文化遺産活性化事業」が実施されている。2017年度は10件の世界文化遺産で取り組みが行われ（採択事業数は18件）、ガイド養成講座、地域の住民向け調査研究成果報告会などが行われた。情報発信事業としては、外国語対応を目的としたものや（外国版ガイドブック、マップ、パンフレット、アプリの作製）、IT技術を取り入れたものが目立った（VR映像コンテンツ、アプリ作製）。

文化庁は、国内の世界文化遺産の保存・管理などの状況について把握するため、世界文化遺産が所在する都道府県に対し、毎年「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」の提出を求めている。同報告書で報告された各資産の予算措置状況は表IV-10-7のとおりとなっている。

表IV-10-7 世界文化遺産の予算措置状況（予算額）（千円）

資産名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
法隆寺地域の仏教建造物	75,000	98,069	70,523	83,550	176,910
姫路城	165,248	173,216	38,142	39,605	22,404
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	3,903,136	3,198,448	3,185,303	3,427,116	4,164,398 ※1
白川郷・五箇山の合掌造り集落	118,120	158,308	154,599	141,467	143,160
原爆ドーム	13,632	49,391	47,693	10,593	882
厳島神社	33,332	64,672	24,866	6,573	13,302
古都奈良の文化財	650,091	111,047	206,256	483,957	100,270
日光の社寺	7,669	7,679	6,465	7,606	9,072
琉球王国のグスク及び関連遺産群	905,163	912,518	893,125	927,311	819,801
紀伊山地の霊場と参詣道			619,530		
石見銀山とその文化的景観	380,225	387,370	524,356	459,456	511,682
平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	281,322	167,895	285,304	263,130	412,786
富士山—信仰の対象と芸術の源泉	-	22,528	25,649	19,041	21,983
富岡製糸場と絹産業遺産群	359,865	1,222,334	1,536,749	964,179	869,275
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	155,550	167,250	296,430	151,796	112,660
ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—（国立西洋美術館）	17,247	24,243	57,208	158,287	58,144
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	271,194	329,917	186,000	248,103	-

※1 世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額 資料：文化庁資料よりJTBF作成  
※2 2013年度から2017年度までの5か年度の予算額の合計

## ③我が国の暫定一覧表記載文化遺産

2018年3月31日時点の我が国の暫定一覧表記載文化遺産は、全8件となっている（表IV-10-8）。

2018年1月、日本政府は暫定リストのうち「百舌鳥・古市

古墳群」を世界文化遺産に推薦することを正式決定し、同月ユネスコに対して推薦書を提出した。2007年に地元自治体により文化庁に対して「百舌鳥・古市古墳群」の登録が提案され、2017年7月に国の文化審議会では推薦対象に選ばれていた。

今後は、2018年9月頃にICOMOSによる現地調査が行われ、2019年5月頃に登録の可否を勧告、夏に開かれる第43回ユネスコ世界遺産委員会で最終的に登録の可否が判断される予定。

表IV-10-8 我が国の暫定一覧表記文化遺産

NO.	遺産名	所在地	記載年	
1	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1992	
2	彦根城	滋賀県	1992	
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	奈良県	2007	
4	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県	2007	※2018年登録
5	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	2009	
6	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	2010	
7	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	2010	
8	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	2012	※拡張

資料：文化庁資料よりJTB作成

#### 4. 城郭・城跡の整備とその活用

城郭・城跡は、文化財の観光活用の代表例の一つといえるが、近年、城郭・城跡の復元をはじめとする整備事業が活発になっている。

##### ●大阪城

大阪城では、2012年に策定された大阪都市魅力戦略（大阪府、大阪市）に基づき、世界的な歴史観光拠点として整備が進んでおり、2017年6月に「JO-TERRACE OSAKA」、10月に「MIRAIZA OSAKA-JO」が開業した。

大阪市が2014年に実施した大阪城公園パークマネジメント事業者募集において、観光拠点にふさわしい魅力と賑わいの創出及び飲食や物販などの公園の便益施設整備の提案を求めたことに基づき、事業者である大阪城パークマネジメント共同事業体（構成員：電通、読売テレビ放送、大和ハウス工業、大和リース、NTTファシリティーズ）が、指定管理者として整備を進めてきた。指定期間は2015年から35年までの20年間で、大阪市は指定管理料の支払いをせず、事業者から市が年間2億2600万円の納付金と収益金の7%を受け取るという事業スキームになっている。

「JO-TERRACE OSAKA」は飲食店を中心に、大阪城公園初となるランナーサポート施設や、外国人観光客対応のインフォメーションセンターなどが出店している。「MIRAIZA OSAKA-JO」は、大阪城本丸広場の歴史的建造物「旧第四師団司令部庁舎」（もと大阪市立博物館）をリノベーションし

たもので、大阪城公園を訪れる市民や観光客を対象として、飲食店や物品販売店などが出店している。

今後も、森ノ宮噴水エリアへの児童向け遊戯施設などの開設、屋内音楽堂の整備が予定されている。

##### ●名古屋城

名古屋城では、2008年度からの10年計画で本丸御殿の復元工事を開始し、2013年度に玄関・表書院など、2016年度に対面所などを順次公開、2017年度に全ての復元工事が終了した。2018年6月には全体が公開されている。

名古屋城は、1930年に城郭として初めて国宝に指定されたが、太平洋戦争により、1945年に天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

今回の復元にあたっては、消失前の本丸御殿と同等の歴史文化的価値を有する建物を再現するため、江戸時代の文献や、昭和戦前期の古写真、実測図などの豊富な資料に基づき、原則として旧来の工法や材料が採用された。伝統技術や技法の継承につながることも期待されている。復元時代は、上洛殿の増築に伴い本丸御殿の格式が最も高まった寛永期（1624-1644）に設定されている。

名古屋城では、天守閣の木造復元計画も進んでいる。現在の天守閣は、戦後に市民からの寄付により再建された鉄骨鉄筋コンクリート造だが、再建から半世紀が経過し、設備の老朽化や耐震性の確保などが課題となっている。名古屋市では、こうした課題の解決と、特別史跡名称としての本質的理解の促進につなげるため、2017年から天守閣の木造復元事業に着手、2018年5月に天守閣の木造復元を盛り込んだ「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」を策定し、2022年の竣工を目指している。

##### ●熊本城

平成28年熊本地震（2016年4月）により甚大な被害を受けた熊本城では、2016年12月に「熊本城復旧基本方針」を策定、2018年3月に同基本方針に基づく「熊本城復旧基本計画」を策定した。石垣・建造物などをはじめ熊本城全体の復旧手順や復旧過程の公開など、復旧に係る具体的な方針、施策及び取り組みを体系的に定め、熊本城の効率的・計画的復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくことを目的としている。

本計画では、県民・市民の復興シンボルとして「天守閣」の復旧が最優先に位置づけられている。2019年秋頃に大天守の外観復旧、2021年春頃に天守閣全体の復旧完了を目指すとしている。また、熊本城の被害状況や復旧過程を安全に観覧できるよう、仮設の見学通路の整備も計画されている。

熊本城全体の復旧は2020年、完全復旧完了は2037年度が予定されている。

（門脇茉海）